

第74条第2項中「遅滞なく、当該証票の無効である旨を公告するとともに」を削り、同条第3項を削る。

第75条第2項中「当該免税軽油使用者証等が無効である旨を公告」を「その旨を知事に報告」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 知事は、前項の報告を受けた場合においては、当該免税軽油使用者証等の無効である旨を県報に登載して公告するものとする。

第42号様式の2の3中

「送達する書類の名称」

を

「送達すべき書類を特定するために必要な情報」

に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

(税 務 課)

富山県暴力団排除条例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月20日

富山県公安委員会委員長 庵 栄伸

富山県公安委員会規則第4号

富山県暴力団排除条例に関する規則の一部を改正する規則

富山県暴力団排除条例に関する規則（平成23年富山県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の富山県暴力団排除条例に関する規則第12条第1項の規定は、この規則の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

富山県放置違反金に係る納付、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月20日

富山県公安委員会委員長 庵 栄伸

富山県公安委員会規則第5号

富山県放置違反金に係る納付、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則

富山県放置違反金に係る納付、督促、滞納処分等に関する規則（平成18年富山県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「通知を、」の次に「いつでもその者に交付する旨の」を加え、「公安委員会の掲示板に掲示して」を「不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、同書を公安委員会の掲示板に掲示し、又は同書を公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって」に改め、同条第2項中「掲示を始めた」を「措置を開始した」に改め、「起算して」を削り、「ときは」を「ときに」に、「の送達があった」を「がその者に到達した」に改める。

第5条第1項中「通知を、」の次に「いつでもその者に交付する旨の」を加え、「公安委員会の掲示板に掲示して」を「不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、同書を公安委員会の掲示板に掲示し、又は同書を公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって」に改め、同条第2項中「法第51条の4第7項の規定により、掲示を始めた」を「措置を開始した」に改め、「起算して」を削り、「ときは」を「ときに」に、「送達」を「その者に到達」に改める。

第7条第1項中「公安委員会の掲示板に」を削り、「別記様式第3の9）を掲示して」を、「別記様式第3の7）を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、同書を公安委員会の掲示板に掲示し、又は同書を公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって」に改め、同条第2項中「掲示を始めた」を「措置を開始した」に改める。

第10条第1項中「通知を、」の次に「いつでもその者に交付する旨の」を加え、「公安委員会の掲示板上に掲示して」を「不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、同書を公安委員会の掲示板上に掲示し、又は同書を公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって」に改め、同条第2項中「掲示を始めた」を「措置を開始した」に改め、「起算して」を削り、「ときは」を「ときに」に、「送達」を「その者に到達」に改める。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号（第3条関係）

第 号

放置違反金納付命令公示送達書

下記のとおり、道路交通法第51条の4第4項の規定による放置違反金の納付命令を、それぞれ下表左欄に掲げる者に対して行いますので、同条第18項の規定により通知します。

なお、同条第5項に規定する事項を記載した放置違反金納付命令書は、富山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係に保管していますから、放置違反金の納付命令を受ける者は、来訪の上、受領してください。

年 月 日

富山県公安委員会 印

記

- 1 放置違反金を納付すべき期限
年 月 日まで
- 2 放置違反金納付命令を受ける者及び違反番号

放置違反金の納付命令を受ける者の氏名	違反番号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号

注 地方税法第20条の2の規定により、当該措置を開始した日から7日を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなされます。

別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第5号（第5条関係）

第 号

弁明通知公示送達書

下記のとおり、放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を、それぞれ下表左欄に掲げる者に対して行いますので、同条第7項の規定により、通知します。

なお、同条第6項各号に掲げる事項を記載した弁明通知書は、富山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係に保管していますから、弁明の機会の付与を受ける者は、来訪の上、受領してください。

年 月 日

富山県公安委員会 印

記

- 1 弁明書の提出先
〒 930 - 8570 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県公安委員会（交通指導課駐車対策係）
- 2 弁明書の提出期限
年 月 日まで
- 3 弁明の機会の付与を受ける者及びその弁明の件名

弁明の機会の付与を受ける者の氏名	弁明の件名
	放置違反金の納付命令に関する件（第 号）

注 道路交通法第51条の4第7項の規定により、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなされます。

別記様式第9号を次のように改める。

別記様式第9号（第10条関係）

第 号

督 促 状 公 示 送 達 書

下記のとおり、道路交通法第51条の4第13項の規定による放置違反金の納付に係る督促を、それぞれ下表左欄に掲げる者に対して行いますので、同条第18項の規定により通知します。

なお、放置違反金の納付に係る督促状は、富山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係に保管していますから、来訪の上、受領してください。

年 月 日

富山県公安委員会 印

記

1 放置違反金を納付すべき期限

年 月 日まで

2 放置違反金の納付に係る督促を受ける者及び違反番号

放置違反金の納付に係る督促を受ける者の氏名	違 反 番 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号

注 地方税法第20条の2の規定により、当該措置を開始した日から7日を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなされます。

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和8年富山県告示第146号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和8年富山県告示第146号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 応札仕様書等の提出期限

令和8年6月5日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び応札仕様書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

令和8年5月22日から同年5月28日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札書の提出期限

令和8年6月12日 午前10時

(4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

令和8年6月12日 午前10時

(2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階 901会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の1か月分の賃借料の金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額

を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和8年5月20日

富山県知事 新 田 八 朗

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

富山県庁舎清掃等業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県経営管理部管財課 富山市新総曲輪1番7号

3 落札者を決定した日

令和8年3月23日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社新川ビルサービス 富山県下新川郡入善町入膳5189番地

5 落札金額

55,990,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和8年2月10日

~~~~~  
**正 誤**  
~~~~~

令和8年3月25日付け第5498号富山県条例第21号「富山県営体育施設条例の一部を改正する条例」中

頁 52

行 15

誤

別表第1を次のように改める。

正

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）